

## 「高知県外国人生活相談センター運営協議会」設置要綱

## (目的)

第1条 外国人が地域で安心して生活できるよう、外国人や受入れ機関等からの相談等に対応する「高知県外国人生活相談センター」(以下「センター」という。)の運営を円滑に行うとともに、関係機関と連携し、外国人との共生社会の実現に向けた効率的・継続的な支援体制を構築することを目的に、「高知県外国人生活相談センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 運営協議会は次の事項について協議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 生活者としての外国人に対する支援に関すること。
- (3) 外国人との共生社会の実現に向けた取組に関すること。
- (4) その他外国人材の受入れ・共生のために必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 運営協議会は、別表の構成機関をもって組織する。

- 2 会長は、高知県商工労働部副部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

## (会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集する。(ただし、会長が選任する前に招集される会議については、商工労働部長が招集することができる。)

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる
- 3 会議は公開とする。ただし、特に必要と認められる場合は、非公開とすることができる。

## (事務局)

第5条 運営協議会の事務局は、高知県雇用労働政策課に置く。

- 2 協議会の事務を処理するため、委託することができる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

## 附則

この要綱は、令和 元年 5月29日から施行する。

(別表)  
第3条第1項関係

国	法務省 出入国在留管理庁 高松出入国在留管理局
	厚生労働省 高知労働局
	総務省 高知行政監視行政相談センター
市町村	高知県市長会
	高知県町村会
	高知市
団体等	外国人技能実習機構
	高知県中小企業団体中央会
	公益財団法人国際研修協力機構 (JITCO)
	独立行政法人国際協力機構 (JICA)
	高知県外国人漁業研修センター
	公益財団法人高知県国際交流協会
	一般社団法人高知県医師会
	一般社団法人高知県歯科医師会
	公益社団法人高知県薬剤師会
	公益社団法人高知県看護協会
	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
	公益社団法人高知県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会高知県本部
	全国賃貸住宅経営者協会連合会高知県支部
	株式会社四国銀行
	株式会社高知銀行
日本司法支援センター高知地方事務所	
県	高知県
	高知県教育委員会
	高知県警察本部